

## 試験研究等の特別採捕許可に関する取扱方針

### (趣 旨)

- 第1 福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。)第46条の試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕の許可の取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (採捕の区分)

- 第2 採捕の区分は、海面又は内水面とする。  
なお、申請は区分ごとに行い、それぞれに許可するものとする。

### (申請書等の提出先)

- 第3 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する申請書その他の書類の提出先は、採捕の区分及び申請しようとする者の住所地に応じ、以下のとおりとする。

採捕の区分	申請しようとする者の住所地	提出先
海面における採捕	全て	福島県水産事務所
内水面における採捕	(1)いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡	福島県水産事務所
	(2) (1)以外の県内及び県外	福島県農林水産部水産課

### (許可の対象者)

- 第4 許可の対象者は、試験研究等に関し、明確かつ適正であると認められる計画を有する次に掲げる者とする。
- (1) 官公署又はそれを構成員とする任意団体
  - (2) 官公署に準ずる試験研究調査機関
  - (3) 学校教育法等に基づく学校
  - (4) 民間の試験研究調査機関
  - (5) 水産業協同組合
  - (6) 任意に設置された漁業又は増殖関係団体
  - (7) 知事が特に必要と認めた者

(許可をしない場合)

第5 次の各号の一に該当する場合は、許可をしない。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等からの申請又は従事者に暴力団員等があるもの。
- (3) 法人であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- (5) 採捕に従事する者のうち(2)に該当する者があるもの。
- (6) 漁業調整又は水産資源の保護培養上支障があると認める場合。
- (7) 通常の漁業の操業によってその目的が達成できる場合。

(試験研究等の内容)

第6 試験研究の内容を次のとおり定める。

試験研究等の種類	試験研究等の内容
1. 試験研究	(1) 水産動植物の生態、増殖、漁業利用及び環境等にかかる調査・試験研究 (2) 漁具・漁法等にかかる調査・試験研究 (3) 漁業調整上問題がなく、地域振興への寄与が期待できる調査・試験研究
2. 教育実習	(4) 学校又は官公署等の行う教育実習 (5) その他教育方針に沿った実習 等
3. 増養殖用の種苗の供給	(6) 海面におけるほっき、うに等の種苗の採捕供給 (7) 内水面におけるさけ、あゆ、ひめます、やまめ及びいわな、うぐい等の種苗の採捕供給

(採捕の区域)

第7 採捕の区域は、原則として申請者の希望する区域とするが、漁業調整、水産資源保護培養及び漁業取締り上必要がある場合は、その区域を特定することがある。

(採捕の期間)

第8 採捕の期間は、原則として申請者の希望する期間とするが、漁業調整、水産資源保護培養及び漁業取締り上必要がある場合は、その期間を特定することがある。

(申請書類)

第9 採捕の許可を受けようとする者は、規則第46条第2項に定める事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して採捕しようとする期日の1か月前までに提出するものとする。

- (1) 試験研究等に関する計画書
- (2) 採捕区域を明示した図面
- (3) 収支予算書（増養殖用種苗のうち、採捕物をそのまま供給をする場合に限る。）
- (4) 採捕の区域が漁業権漁場に該当する場合は、漁業権者の同意書（自己の漁業権漁場又はさけの増殖用親魚採捕にかかる場合を除く。）
- (5) その他知事が必要と認める書類
- (6) 地域振興のための調査等には、関係漁業者の同意を示す書類

(許可の条件)

第10 許可に際しては、必要に応じ次の条件を付するものとする。

1 共通事項

- (1) 採捕した水産動植物は、試験研究（教育実習）の用に供しなければならない（注 増養殖用種苗の採捕供給及び地域振興のための調査等をする場合を除く。）
- (2) 採捕終了後、1か月以内に採捕実績報告書を提出しなければならない。
- (3) 本許可の内容又は条件に違反したときは、特別採捕の停止若しくは許可の取消しをすることがある。

2 個別事項

(1) 海面漁業

- ア 採捕した〇〇は、すべて指定した場所に移植しなければならない。
- イ 採捕は、県職員の指示に従って実施しなければならない。
- ウ 採捕した〇〇は、計測後速やかに当該海域に放流しなければならない。
- エ （その他必要と認める事項）

(2) 内水面漁業

ア さ け

- (ア) 採捕しためす親魚（未成熟魚を除く。）は、すべて人工採卵ふ化用に供しなければならない。
- (イ) 別に定める様式によるさけ親魚採捕及び採卵旬報を毎旬経過後3日以内に提出しなければならない。

イ あ ゆ

- (ア) さけ稚魚の降海を妨げてはならない。

- (イ) 別に定める様式による採捕及び放流・移出週報を毎週経過後 3 日以内に提出しなければならない。
- ウ うなぎ  
さけ稚魚の降海及びあゆのそ上を妨げてはならない。
- エ ひめます、やまめ及びいわな  
採捕した親魚(未成熟魚を除く。)は、すべて人工採卵ふ化用に供しなければならない。
- オ うぐい  
採捕した卵は、すべて人工ふ化用に供しなければならない。
- カ (その他必要と認める事項)

(許可の有効期間)

第 11 許可の有効期間は 1 年以内とする。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 海面及び内水面における試験研究等の特別採捕許可に関する取扱方針（昭和 56 年 8 月 1 日）は廃止する。